

令和7年度 第3回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

令和8年1月22日(木)

新宿区 総合政策部 区政情報課

【会 長】ただいまより令和7年度の第3回新宿区情報公開個人情報審議会を開会いたします。まず議事に入る前に、新しい委員の方のご紹介をお願いいたします。

【区政情報課長】それでは皆様、本日もどうぞよろしくお願いいたします。区政情報課長の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

では今回、区民委員だった小林委員がご退任されまして、新たに井元委員が選出されました。委員名簿を机上に配付しておりますので、ご覧ください。新しい委員の方をご紹介させていただきます。井元毅委員でございます。

【井元委員】井元でございます。よろしくお願いいたします。この審議会は全く初めてで、実は、私は新宿区の審議会とか協議会の委員を幾つかやっておりましたのですが、そういった感じで審議会とか協議会、そういうものの進行とかそういったことは理解しておりますが、ただこの審議会は初めてですので、特に私、区民として、今まで情報公開は重要なことだと思っただけかもしれませんが、それと表裏一体を成す個人情報保護ということも非常に大切なことで、この両者は先ほど言いましたように表裏一体を成すものではないかなと思いますが、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

【区政情報課長】ありがとうございます。

それでは本日の資料等についてご説明させていただきます。お手元、次第のとおり、本日は資料1「令和7年度新宿区個人情報保護管理運営会議における審議案件について」ということで、昨年の7月から今年の1月に審議した案件について報告をさせていただきます。この管理運営会議は区で実施する様々な事業について、個人情報保護対策や、情報セキュリティ対策が適切に講じられているかを内部で審議するものであり、審議した案件のご報告でございます。資料を机上に配付させていただきましたけれども、不足はないでしょうか。よろしいでしょうか。

では、事務局からは以上です。会長、進行のほうよろしくお願いいたします。

【会 長】では、資料1「令和7年度新宿区個人情報保護管理運営会議における審議案件について（令和7年7月～令和8年1月分）」の報告をお願いします。

【区政情報課長】それでは報告を始めさせていただきます。お手元の「令和7年度新宿区個人情報保護管理運営会議における審議案件について」という、ちょっと分厚い資料、資料1と右上に書いてあるものをお手元にご用意ください。今回、井元委員が新たな区民委員に選出され

ましたので、この管理運営会議はどのようなものなのかを初めに説明させていただきます。

令和3年に個人情報保護法が改正されまして、令和5年の4月から本格的な運用が始まり、地方公共団体の機関においても個人情報保護法が直接適用されるようになりました。これによって個人情報保護制度について、国の個人情報保護委員会が一元的に管理、監視を行うこととなっています。

この改正を踏まえて、個人情報保護法の第66条で、自治体は個人情報を適切に取り扱うための安全管理措置を確実に講じなさいという記載がございますので、新宿区としましては、この個人情報保護管理運営会議を設置いたしまして、区の様々な事業における個人情報の取扱いが適正かどうか、また、サイバーセキュリティの対策を含めた管理体制に問題がないか、こういったところを区内部の仕組みとして、しっかり審議していくという会議でございます。

審議の対象は、区外部への個人情報の目的外利用や、新たなシステム開発、また外部とのシステム連携や、業務の委託になります。資料1の1ページ目に、資料の一覧がありますけれども、表の右から3つ目に区分ということで業務委託や、外部結合などの付議内容を記載しております。

また、個人情報保護管理運営会議に諮る前に、我々区政情報課の職員、情報戦略課の職員、本日もご出席いただいております情報セキュリティアドバイザーの坂下委員、栗原委員にも資料をお目通しいただいて、ご意見などを事前にいただいたうえで、区でいいますと副区長をトップとした会議で各部長級の方が集まって、取扱いが適正に確保されているのかを組織的にチェックしながら、1件1件審議しております。

今回、こちら資料1をご覧くださいまして、1ページ目と2ページ目にありますとおり、30件の案件を昨年7月から今年の1月まで審議させていただきましたので、その案件についてこちらで報告させていただいて、皆様からも少しご意見をいただきたいと思っております。

それでは別紙の1番、1件目の案件から説明をさせていただきます。

まず一番初め、No. 1が「敬老会における招待はがきの宛名等印字及び発送業務の委託について」でございます。中段の事業内容の1番、概要をご覧ください。区ではこれまで敬老会の招待はがきについて、委託事業者が宛名以外のレイアウトのみを印字して、庁内にある高速プリンターで対象者のリストと宛名印字を行って、発送業務を行っておりましたが、このたび、区のシステムの再整備に伴い、ホストシステムが廃止されたため、住民基本台帳より抽出した対象者のデータを委託事業者へ送付して、委託事業者が宛名及びレイアウトの印字から発送まで、一括して行うことで業務の効率化を図っていくという内容でございます。

ページをめくっていただきまして2ページに、この業務に係る個人情報の流れを記載しております。まず左側、新宿区の住民基本台帳から対象者データを抽出しまして、担当課でこちらのデータを加工します。その加工したデータを委託事業者に渡しまして、委託事業者がはがきの作成、印字を行います。それを区民に向けて発送するという形になりますが、対象者データについては区に返却されるという内容でございます。

続きまして、3ページ、2つ目の案件です。「特定健康診査未受診者に対する勧奨等事業（勧奨通知作成）に係る業務の委託について」でございます。事業内容の1番、概要をご覧ください。1段落目、区では特定健診の未受診者に対する受診勧奨を行っておりますが、高齢化に伴う国民健康保険からの後期高齢者医療制度への移行や、新規国保加入者の減少、また外国人や転入者・転出者が多く受診勧奨になかなか結びつかないため、受診勧奨をより効果的にするためには手法を検討する必要があります。そこで、医療保険年金課が保有する国保のレセプト情報を用いた特定健診の医療機関の現状分析を委託内容に追加することで、医療機関ごとの状況を把握して、未受診者への効果的な勧奨を図るという事業でございます。

次に、4ページ裏面をご覧ください。こちらの個人情報の流れでございますが、既にこちら一度審議した案件に、赤字の部分が追加されたものになりますが、まず新宿区で対象者のデータを抽出しまして、医療保険年金課のシステムからもレセプト情報を取得し、健康づくり課でデータを格納します。そして右側の矢印③番、対象者データと医科レセプト情報を委託先に送信します。ここでは宛名情報や、個人の名前などの、個人情報が分かるものは除いております。委託先でそのデータを分析しまして、その情報を新宿区に送付し、それを基に区は受診勧奨のはがきを発送するという形になりますが、それと併せまして、医療機関という赤枠で囲まれた緑色の部分が下にございますが、新たに医療機関分析を基に医療機関と協力した受診勧奨の実施を行うという内容でございます。

続きまして、5ページをご覧ください。3件目の案件が「市街地再開発事業等の都市計画決定手続に係る支援業務の委託について」でございます。事業内容の概要ですけれども、市街地再開発事業等の都市計画決定手続に当たっては、都市計画法に基づき対象者に対して説明会を実施する必要があります。また、この説明会は対象者への説明と、その説明会で意見等を反映させた都市計画案を基にした説明会を2回開催し、都市計画が作成されるのですが、この説明会を正確かつ効率的に行うために事業者委託するという内容でございます。

次に、6ページ、個人情報の流れですけれども、左側が新宿区、右側が委託事業者となっておりますが、まず新宿区で不動産の全部事項証明を取得しまして、それを委託事業者へ手渡し

いたします。委託事業者で権利者のリスト、また説明会の開催通知等を作成しまして、この情報を新宿区に④番で納品いたします。それから、第1回の都市計画原案の説明会を新宿区で開催します。委託事業者はその説明会の会場での受付や、写真の撮影録音等を行います。さらに委託事業者が議事録や受付簿を編集して、その情報を新宿区に⑨番で手渡します。区では説明会の意見を踏まえて、都市計画案に反映をし、次に2回目の説明会を同じような個人情報の流れで開催をします。終了後、委託事業者から説明会のデータを区に送付していただくという内容でございます。

続きまして7ページに移りまして、「地域広帯域移動無線アクセス（地域BWA）システムによる無料公衆無線LAN環境の運用保守業務の委託等について」です。こちら過去に何度も審議しておりますが、新たな施設の追加になります。事業内容の概要ですけれども、区ではこの地域BWAシステムを使った無線LANの環境を整備して、区民の方の情報検索や情報収集機会の充実を推進しております。今回、Wi-Fiを設置する施設を新たに追加することで、11月にリニューアルオープンした、新宿文化センターにWi-Fiを設置したという内容でございます。

ページ少し飛びまして12ページをご覧ください。No. 5「はたちのつどいに係る案内状印刷及び封入封緘作業の委託について」でございます。事業内容の概要ですけれども、区では毎年はたちのつどい対象者に案内を送付しており、つい先日、はたちのつどいが開催されましたが、令和6年12月までは情報戦略課で対象者の宛名等を抽出して印字しておりました。しかしながら、こちらも先ほどのシステムの再整備に伴いまして、システムが変わったことから、はたちのつどい対象者宛ての宛名または住所等を委託事業者へ送付し、委託事業者が案内状の印刷または印字等を行うということで、業務の効率化等も併せて図るという内容でございます。個人情報の流れが13ページにございますが、まず新宿区で対象者のデータ抽出及びデータの加工を行い、委託業者にデータを送付、案内状の印刷、また封入封緘を行い、一度新宿区にお戻しいただきまして、区で納品物の検査をして、はたちのつどい対象者宛てに発送するという内容でございます。

続きまして14ページNo. 6の案件ですけれども、「債権（経営力強化支援事業補助金返還金）回収に係る督促等業務の委託について」でございます。事業内容の概要ですけれども、区では令和5年と6年度に区内中小企業の経営力強化を図るための取組として、補助金を交付しておりました。この補助金ですけれども、概算払いということで、初めに補助金をお渡しし、実績報告書が未提出の事業者や、また交付の決定をしたときと実績で差額が生じた場合に、補

助金を返還してもらうという制度になっておりました。

これまで区の職員が督促や催告を行っておりましたが、支払いに応じないことや、区外への転出など、追跡がなかなか困難になり、回収が進まない状況がございました。区としましては、確実な債権回収を行うために、専門知識やノウハウがある弁護士事務所に回収業務を委託するという内容でございます。

15 ページに個人情報の流れがございますが、左側が新宿区、右側が委託先の弁護士事務所で、まず、①番と②番、点線の矢印、個人情報はありますが、督促状や、合意書の文案の確認等を行いまして、その後、新宿区で対象者データを抽出し、委託先の弁護士事務所にお渡しします。弁護士事務所でその情報を基に、督促状の送付また示談折衝等を行います。その間、疑義等が生じた場合は、新宿区と委託先で電話での照会・回答を行う形になります。その後、合意書を滞納者に送付いたしまして、滞納者から新宿区に返還金の納付がされるという形になります。業務終了後は、弁護士事務所からデータ消去の証明書等を提出していただくという内容でございます。

続きまして、16 ページをご覧ください。「生活保護受給者等に対する保護変更決定通知書等の印字及び封入封緘に係る業務の委託について」でございます。事業内容の概要ですけれども、区では生活保護法で義務づけられている生活保護決定通知書を年3回、また、資産申告書等を年1回生活保護受給世帯に一斉で送付しており、これまでは区の職員が印刷、封入封緘等を行っておりましたが、今回委託することで業務の効率化、また、決定通知書送付の早期化を実現するという内容でございます。

17 ページをご覧ください。新宿区で対象者データを出力し、こちらを委託事業者にお渡ししまして、印刷及び封入封緘を行います。新宿区に対象者データを返却し、区で納品物の検査をして、郵便局へ搬入し対象者に郵送するという内容でございます。

次に18 ページ、8 件目の案件が「居住サポート住宅情報提供システムとの外部結合について」です。事業内容の概要ですけれども、令和6年の国会におきまして、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」が改正されまして、居住支援法人等が入居中のサポート等を行う賃貸住宅の供給促進を図ることになりました。これを受けて2段落目、新たに「居住サポート住宅」制度の開始に伴い、区市町村長が居住サポート住宅の認定を行います。この住宅の認定申請等にあたっては、国が構築する「居住サポート住宅情報提供システム」、こちらを利用することで、安全かつ適正な認定を行うために、システムとの結合を行うという内容でございます。

19 ページ、個人情報の流れですけれども、まずこちら賃貸人の方が認定申請の書類を作成し、真ん中の国が構築するシステムに申請します。区はメールで通知を受けて、その内容の確認、また申請の受付処理を国のシステムの中で行います。申請者には、国のシステムを通じて、申請の受付完了通知が届くことになります。国のシステムの中で、この認定の審査を行いまして、さらに居住サポート住宅の承認、また計画情報を公開し、それが承認されると申請者に承認通知が送られるという内容でございます。

続きまして20 ページ「L o G o フォームの利用に係る外部結合について」ということで、区の様々な行政手続のオンライン化を図るために、L o G o フォームというシステムを使って、これまでオンライン化を進めており、今回新たに追加された案件についての説明となります。ページで言いますと22 ページをご覧ください。新たに追加された手続が保健予防課の「結核定期健康診断実施状況の報告」を電子申請で行います。こちらが年間1, 400 件ほどございますので、こちらについて審議したという内容でございます。

続きまして23 ページをご覧ください。「新宿駅周辺地域におけるハロウィン安全対策に係る定点カメラの設置について」ということで、これは一昨年も同じ案件で審議しているものですが、事業内容の概要、令和6年6月21日に新宿区では「新宿駅周辺地域の安全で秩序ある環境の確保に関する条例」というものを制定しまして、こちらに基づいて駅周辺の雑踏事故を防止するため、同地域に防犯カメラの設置を行いまして、過度な集中をリアルタイムで把握することでハロウィン来街者の安全確保また犯罪の予防を図るという内容でございます。

こちらについては、説明はこれで以上とさせていただきます、次に24 ページをご覧ください。「住居表示実施済地域現地実態調査に係る業務の委託について」でございます。事業内容の概要ですけれども、住居表示未実施の地域では、郵便物や配送物の遅配など様々な不便が生じており、これらの問題を解消するため新宿区では、昭和40年から住居表示を順次実施しておりますが、住居表示が実施された地域でも同じ住居番号が複数存在するケースがあり新たな課題となっていました。令和7年1月に総務省から「街区方式による住居表示の実施基準における同一の住居番号に複数の住居が存在する場合の取組について」が通知されまして、枝番号を付している自治体を参考にするよう技術的な助言がありました。現在、区においてはこの住居表示実施済みの地域についても、10 区域に分けて1年に1地域ずつ、実態調査を業務委託し実施しております。総務省からの助言を踏まえて、より精度の高い台帳図を作成するため、精細な調査を依頼し、これまで紙媒体で事業者とやり取りを行っていたものを、CD-Rに変更するという内容でございます。

こちらの個人情報の流れですけれども、25ページをご覧ください。まず新宿区で住居表示の台帳図をシステムから抽出して、委託先が①と②に分かれるのですが、①が現地調査をして元データの住居表示台帳図に補記をし、そちらを新宿区に戻します。その後、元データと補記データをシステムから抽出しまして、新たな委託先の②に渡しまして、その補記データを基に、元データを最新のデータに更新し、こちらを新宿区に納品します。これらの事業者との受け渡し方法が紙からCD-R等に変更するという内容でございます。

次に26ページをご覧ください。No. 12の案件ですけれども、「細街路協議概要書の電子化委託について」です。事業内容の概要ですけれども、平成14年から細街路拡幅整備条例に基づいて、幅員4メートル未満の道路のセットバック範囲を確認しまして、誰がどうやって整備していくのかを区と申請者が協議することで、幅員4メートルの道路空間確保に努めています。この協議の概要書は個人情報を消去したうえで、窓口で提供しておりますが、協議の開始から20年がたって、紙での保管が困難になったため、原本の電子化を行って、効率的な業務を進めるという内容でございます。

個人情報の流れが27ページでございますけれども、新宿区から紙で管理している細街路協議概要書を委託事業者に渡して、それをスキャンしてもらい、そのスキャンデータにナンバリングしたものを、新宿区に紙とデータで渡してもらうという内容でございます。

続きまして28ページですけれども、「振込不能事務に係る外部結合等について」で、こちらも紙でのやり取りを行っていたものを、こちらについては、システムを通じたやり取りに変更するものです。事業内容の概要ですけれども、区では債権者である区民や事業者から請求を受けて、口座振替による支払いを実施しておりますが、口座番号が間違っていたりなどで振込不能になった場合、これまでは紙で振込不能の通知書等を授受しまして、所管部署に問合せを行って、正しい振込先を指定金融機関であるみずほ銀行に渡していたのですけれども、今回紙でのやり取りではなく、クラウドサービス提供事業者を介したデータ送信を行うことで、セキュリティの向上、事務処理の効率化を図るという内容でございます。

29ページをご覧くださいと、個人情報の流れが書いております。左側に青い枠でみずほ銀行、右側に新宿区とオレンジ色の四角で書いてありますけれども、この間の受け渡しがもともと紙でのやり取りでしたが、この今回の付議内容、赤い枠で囲われている部分になります。まず、みずほ銀行のホストシステムから、緑色の富士フィルムイメージングシステムズ株式会社のSECURE DELIVERというサービスを通じて、新宿区の会計室にデータが飛んでいきます。会計室と新宿区内の各所属で、正しい振込先のデータを確認しまして、その情報

を会計室からみずほ銀行のeービジネスサイトを通して、みずほ銀行のシステムに転送しまして、新たな再振込みが実施されるという内容でございます。

続きまして、30ページ14件目の案件です。「マイナポータル申請管理システムとの外部結合について」でございます。事業内容の概要ですけれども、令和4年度の税制改正によって、納税者が行う全ての申請手続については、eLTAXを利用して行うことが可能になりました。地方税共同機構では、このeLTAXによる電子申告を拡大しており、令和8年度の申告分から新たに個人住民税についても、マイナポータルで申請ができるようになります。そのためマイナポータル申請管理システムと結合し、住民税申告データを連携することで、行政手続のオンライン化を推進する形になるのですけれども、マイナンバーを取り扱う事務については、特定個人情報保護評価を実施し、想定されるリスクやそれに対する対策をしっかりと確認して、公表するということが個人情報保護委員会から示されており、それに対して区でも新たに評価をし直しまして、パブリック・コメントの実施結果及び外部の第三者による点検結果について審議したという内容でございます。

31ページに全項目評価の概要を記載しておりますが、32ページをご覧くださいまして、VIの評価実施手続の今回の主な変更点の(2)にあるとおり、特に誰からも意見はありませんでした。第三者点検も行ったのですが、一部文言の統一等、また補記等を行っておりますが、大きな修正等はありませんでした。

次に33ページをご覧ください。「財産調査システムの導入に係る外部結合について」ということで、事業内容の概要ですけれども、今回、高齢者医療担当課で財産調査システムを導入するという内容です。高齢者医療担当課では保険料の滞納整理にあたって、紙媒体で依頼書を作成し、各金融機関に郵送で照会を行っておりますが、この調査方法だと事務がなかなか煩雑であって、回答まで半年かかるようなケースもあります。2段落目、既に新宿区では滞納対策課で、財産調査システムを活用して調査を行っておりますので、高齢者医療担当課においても、このシステムを活用して財産調査を行い、公正な滞納整理業務と業務の効率化を図るという内容でございます。

次に34ページをご覧くださいまして、個人情報の流れですが、高齢者医療担当課からシステムで対象者データを作成しまして、財産調査システムを通じて、各金融機関に照会を行います。金融機関ではデータをもとに調査を実施し、回答データを作成し、再度この財産調査システムを通して回答データを送信し、新宿区でそれをもって調査、滞納の状況等を確認するという内容でございます。

次に35ページをご覧いただきまして、「L o G o フォームの利用に係る外部結合について」で、こちらは先ほどご説明した案件と同様になりますけれども、新たに追加された手続が37ページにあります。2つありますけれども、生活福祉課と保護担当課で、収入や無収入の申告、または資産の申告を電子申請で受け付けますという内容でございます。

次に38ページ「クラウドストレージサービス（B o x）の利用に係る外部結合について」です。こちらでも前回の審議会で一度お話ししている内容ですけれども、事業内容の概要、現在区では委託事業者などとの個人情報を含むデータの受渡しを行う際は、C D - R や U S B などの記録媒体を用いたデータの受渡しを行っておりますけれども、持ち運びの過程でどうしても紛失するリスクがありまして、事故のおそれもありました。こうした課題を踏まえて、より高い安全性を確保できるB o x を活用したデータの受渡しに変更する場合は、区政情報課で一括して付議を行うことになりました。これまで記録媒体で受け渡しをしていた事業について、今後はB o x を活用してデータの受渡しを行うものを今回付議したという案件でございます。

40ページから42ページまでの15件がB o x を通じた事業者とのやり取りに変更する案件でございます。上から、子育て支援課のベビーシッターの利用支援事業や、産前産後の支援事業、こういったものを、B o x を通じて事業者とやり取りを行います。また、医療保険年金課の督促業務関係の通知や、高齢者医療担当課、また、防災都市づくり課でもB o x を活用していきます。

続きまして43ページになりますけれども「区職員の財形データ授受に係る外部結合について」です。

事業内容の概要ですけれども、区では現在職員の資産形成のため、金融機関と契約した勤労者財産形成貯蓄、こちらについて、これまでD V D でみずほ銀行とのデータ授受を行っていましたが、情報漏洩等のリスクを軽減するため、みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社が提供するネット回線を利用した伝送サービス、W E B - E D I で送るという内容でございます。

個人情報の流れが44ページにあります。左側の東京都・特別区職員財形貯蓄業務システムから、控除予定のデータをこのW E B - E D I を通じてアップロードしてもらい、新宿区の人事課でダウンロードします。さらに区で確認をしまして、控除確定のデータをアップロード、このW E B - E D I を通じて、控除確定データをみずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社に送るという内容でございます。

続きまして45ページ、N o . 19ですけれども、「当初課税業務の委託について」でございます。こちらでも過去に審議しておりますけれども、税務課では当初課税時期の1月から5月

に職員の過度な負担を軽減するという目的から、定型的な入力作業については外部委託をしています。その業務のうちの1つ、対象者エラー処理の入力は、システムで対象者不明と判断した課税資料について対象者を検索して確定させるという作業なのですが、賦課の期日が1月1日になるのですけれども、こちらのタイミングでほかの自治体に住所を有する場合は、前住所地の登録が必要になります。しかし、住民記録システムを利用することができない委託事業者では、この前住所地の確認が不可能で対象者エラーの処理の入力ができないため、職員が対応しています。については委託事業者がこのシステムを一部利用させることで、業務の効率化を図っていくという内容になります。

46ページと47ページに個人情報の流れ、紙の場合と電子の場合で2つありますけれども、税務課の執務室内に赤い点線の枠がありますが、こちらが今回の変更箇所になります。既に委託事業者へ貸与している端末に住民記録システムの閲覧権限を与え、業務の効率化を図るという内容です。

続きまして48ページをご覧ください。「『いきいきハイキング』に係る外部結合等について」です。事業内容の概要ですけれども、区では区内在住の60歳以上の高齢者を対象に「いきいきハイキング」を実施しております。これまで区の職員が参加の募集や、様々な調整を行ってまいりましたけれども、業務負担の増大が課題となっておりますので、令和8年度から業務を委託化し、旅行業のノウハウを活かした参加者の調整を行うことで、区民サービスの向上と業務の効率化を図るという内容でございます。

49ページに個人情報の流れがございますけれども、応募者・参加者から直接委託先にまず応募していただきます。そこから委託先と新宿区のデータの受け渡しについては、Boxを使って行います。Boxを使って応募者情報のアップロード、新宿区でその情報をダウンロードしまして内容の確認を行います。また応募者多数の場合、委託事業者が抽選を実施し、参加者情報をまたBoxを通じて新宿区に送り、当選者、落選者への通知の作成を委託事業者が行いまして、応募者・参加者への通知の発送という流れでございます。

続きまして50ページが「Log oフォームの利用に係る外部結合について」で、手続が追加になった案件が52ページに出ております。こちらが情報戦略課で区職員に対して実施している、情報セキュリティ自己チェックについて記載しております。

次に53ページですけれども、こちら「クラウドストレージサービス（Box）の利用に係る外部結合について」ということで、これまで記録媒体で受け渡していたものを、Boxを通じて事業者とデータの受け渡しを行います。新たに追加された手続きは55ページですけれ

ども、滞納対策課で実施している区外転出者の現地調査業務の委託ということで、滞納者情報の受渡しについてBoxを活用して行いますという内容です。

次に56ページをご覧くださいまして、こちらも先ほどご説明した地域広帯域移動無線アクセスシステム（地域BWA）のWi-Fi環境の整備で、施設が新たに追加された案件となっております。追加された施設が、少しページ飛びまして、60ページに赤字で、85番に示されておりますけれども、新宿区にあります元気館という健康増進施設が休館しておりましたが、新たに再開したので、ここにWi-Fiを設置するという内容でございます。

続きまして61ページでございますけれども、「新宿区物価高騰対策臨時給付金給付事業に係る支給対象者データベースの構築等について（令和7年度低所得者等支援）」でございます。実施内容の概要をご覧ください。今ちょうどこの準備を進めておりますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、こちらについて生活者への支援のために交付金の拡充が盛り込まれたことから、住民税均等割非課税世帯等への給付を行うものです。

(1) 番ですけれども、令和7年度の住民税が非課税、また均等割のみ課税された世帯については一人当たり1万2,000円、また合計所得金額が300万円未満の世帯の方については一人当たり6,000円の給付を行うものです。こちらについては何度かほかの給付金を行っておりまして、同じようなスキームで実証する形になるのですが、62ページ、63ページに個人情報の流れがございます。こちら実は、令和6年度第11回の個人情報保護管理営会議に付議されたものと個人情報の流れは全く変わらないのですけれども、給付の対象要件が変更した形になります。時間の関係もありますので、こちらについては説明を割愛させていただきます。

次に64ページをご覧くださいまして、「多言語化対応システムの利用に係る外部結合について」でございます。現在、新宿区の戸籍住民課の窓口では中国語、韓国語、英語に対応できる職員を配置して窓口業務を行っておりますが、区内にそれ以外の言語を使う方や、外国人の方が多く来庁しており、窓口の案内が難しくなっているため、多言語化対応システムを導入しまして、窓口時間の短縮など窓口サービスの向上を図る案件でございます。

65ページをご覧くださいいただければと思いますが、新宿区の窓口で区の職員や区民の方がマイクに話しかけると、窓口端末からこの音声認識翻訳システムにアップロードされ、翻訳結果がすぐダウンロードされまして、タブレットや窓口の透明ディスプレイに表示されるという内容でございます。

次に66ページ「新宿区立新宿スポーツセンターにおける指定管理者制度の導入について」

ですけれども、情報項目の変更になります。事業内容の概要ですが、令和8年4月1日から新宿スポーツセンターの指定管理者が変更となります。教室等の申込みのシステムにクレジットカード情報を登録することでWEB上での支払いを可能にするため、新たにクレジットカード情報を、取得する個人情報に追加したという内容でございます。

67ページに個人情報の流れがありますけれども、指定管理者が取得する個人情報を記載しておりますが、クレジットカード情報が追加されたという内容でございます。

次に68ページですけれども、「アニメ等を活用した区立文化施設・文化財等回遊促進事業における抽選プレゼント企画に係る業務の委託について」です。事業内容の概要ですけれども、区ではこれまでアニメ等コンテンツとタイアップし、博物館や記念館のスタンプラリーを毎年実施しています。今年度はノベルティの配布のほか、ウェブサイトからクイズ及びアンケートに回答すると、抽選に応募できるという企画を実施いたしますので、このウェブサイトにおける抽選や当選者への発送、また応募者の分析を業務委託するという内容でございます。

個人情報の流れですけれども、69ページをご覧ください。まず左側の応募者がGoogleフォームを使ってクイズ・アンケートに回答します。委託先で応募者のデータベースを作成して、抽選を実施いたします。新宿区ではLOGOフォームで再度、当選者に住所であったり、氏名、電話番号等を入力してもらうため、LOGOフォームのURLを委託先に提供しまして、委託先からメールによる当選の通知を行います。当選者はLOGOフォームで住所、氏名、電話番号等を入力してもらって、委託先が商品の発送準備、プレゼントの発送を行うという内容でございます。

続きまして70ページですけれども、「財産調査システム及び財産調査システム中間処理ユニットの利用に係る外部結合について」ということで、先ほども一度、高齢者医療担当課の案件で説明しました財産調査システムを、今度は介護保険課に導入しますというものです。財産調査システムを導入するにあたって、高齢者医療担当課ではなかった中間処理ユニットを追加して導入する形になるのですけれども、この中間処理ユニットを通すことによって、金融機関に合わせたフォーマットに変換されます。今回その中間処理ユニットも含めた導入を介護保険課で行います。

71ページをご覧ください。先ほど説明した高齢者医療担当課では、この新宿区のところと、下にある財産調査システム、pipitLINQと書いてあるもの、これだけでしたが、このpipitLINQに情報を送る前に、介護保険課ではこの中間処理ユニットPIMSを通す形になります。このPIMSを通すと、先ほどご説明した、各金融機関ごとの照会フォーマット

トに変更してもらえるので、非常に効率化されます。介護保険課ではこちらを導入しますが、高齢者医療担当課では件数が非常に少なく、この中間処理ユニットがなくても職員による作業が可能のため、中間処理ユニットを使用していないのですが、介護保険課は件数が多いので、この中間処理ユニットを入れて、効率化を図るという内容でございます。

続きまして、こちらと同じ案件ですけれども、72ページ、今度は生活福祉課、保護担当課で、生活保護制度決定のための財産調査を事前に行うために、財産調査システム中間処理ユニットを導入します。73ページの個人情報の流れについて、こちらと同様のものになりますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして74ページでございますが、最後の案件になります。「物価高対応子育て応援手当支給事業に係るシステム改修等について」で、今、国からの通知が出ておりますけれども、「『強い経済』を実現する総合経済対策」ということで、物価高の影響を非常に受けている子育て世帯を力強く支援するために、児童手当支給対象の児童に対して給付金を支給します。児童手当の登録口座を利用して、各区市町村において手当を発送しますが、こちら個人情報の流れが3枚ございます。1枚目と2枚目が75ページ、76ページに振込に関する流れが書いてありまして、77ページは封入封緘に関するものを抜粋した形になります。

75ページですけれども、まず新宿区から対象者に対して案内文を送ります。基本的にはプッシュ型でお金を振り込む形になりますので、支給を希望しない方だけ届出書を出してもらいます。76ページ、こちらは公務員と令和7年9月30日以降に離婚をして、新たに児童手当の受給の対象となった方が対象なのですけれども、こういった場合、まず公務員の場合は、職場から受給の証明書と申請書が届きます。また、先ほどお話しした離婚をした方については、新宿区から対象者を抽出して案内文を送ります。対象者の方には、申請書を区に提出してもらって給付金が支給されるという形になります。

最後のページですけれども、77ページ、新宿区で対象者のデータを委託先に渡して、委託先で印字出力また封入封緘をして、区にデータ返却及び納品をし、区で納品検査をして、再度委託先に渡して委託先から対象者に送ってもらうという内容でございます。

大変長くなってしまって恐縮ですが、説明は以上となります。

【会長】ただいまの報告につきまして、ご質問やご意見などございましたら発言を願います。いかがでしょうか、どうぞ。

【栗原委員】ご紹介ありがとうございました。

私からは2点ございまして、1点目がL o G o フォームの件についてでございます。いただ

いていた内容の中で、このL o G o フォームの活用というのがすごく増えてきているかなと思ってお伺いしたのですが、ちょうどL o G o フォームを運営されている会社から、今年の7月ですかね。不正アクセスがあったということで、399人の情報が外部から閲覧できる状態だったという報告があったかと思うのですが、新宿区に関しましてはこのあたりの対応をどこまで把握されているのでしょうか。

あとはL o G o フォーム含めたところのセキュリティ対策。当会社からはいわゆる二段階認証のようなものを利用者側で対応するという形のリリースが出てはいたのですが、そのあたりの対応について、どのようなことをされているのかということをお伺いしたいというのが1点です。

もう1点がクラウドサービスにつきまして、今B o x を使われるケースを幾つか拝見させていただいてはいたのですが、このB o x を選定された理由というのを少しお伺いしたいなと思っております。というのも、B o x 自体は多分日本ではなくて海外のサービスというところで、そのあたり、なぜ日本のサービスではなくて海外のサービスなのかということも含めて。以前、G o o g l e クラウドを使うというケースもあったかと思うのですが、そちらとの使い分けも含めて、もし情報セキュリティの観点から、新宿区の中で基準があるというところでしたら、そのあたりも含めてお伺いできればなと思っております。

私からは以上2点でございます。

**【情報戦略課長】**ありがとうございます。それでは情報戦略課長の志原から回答させていただきます。

まずL o G o フォームの事故への対応ですが、今L o G o フォームというのは、これは地方自治体が活用することを前提に開発されて、ほぼ全国の自治体で導入が進んでいまして、このL o g o フォームの一番すばらしいところが、行政機関というのは、基本的にはインターネットとは遮断されたL G W A N の中で仕事をし、一部今それから逸脱した形でネットワークを構築する自治体も出てきてはいるのですが、そういうことでセキュリティのためにインターネット環境とは完全に独立した中で事務を運営しています。

L o G o フォームはこのL G W A N というのですが、その中での操作もできるし、あと、区民から、あるいは外部のインターネット上からも操作ができて、共通のデータにアクセスできるような仕組みがうまく構築されていますので、自治体におけるオンラインでの行政手続の実施に非常に優れた、そこに特化して開発されたシステムで、非常に今普及が進んでいるところですし、新宿区もこれを使って、様々な行政手続のオンライン化を今進めていると

いう状況でございます。

これに関して、ちょっと事故がありまして、これは、L o G o フォームのサイト側にユーザーが登録、ですから自治体に登録するのではなくて、L o G o フォームの会社に登録するサイトなのですけれども、そこで、例えば、自分のマイページみたいなのをL o G o フォームの中につくれると、L o G o フォームもいろんな自治体が使っていますので、東京都なり、新宿区なり、文京区なり、様々なものへの申請した履歴だとか結果ですとか、あと、自治体とメール的なやり取りがそこを通じてできる、そういう機能があります。それがあつて、「申請されたものにちょっと不備がありましたよ」ということも電子メールみたいな形を使わないで、そのL o G o フォームのサイトを介して、お客様とやり取りできるとか、そういった非常に優れたシステムです。しかし、認証するときに必ずパスワードとID以外の二段階認証を行っていただければよかったのですけれども、それが必ずではなかったもので、お客さんによっては、二段階認証せずに使っている方がいて、そこに対して恐らくですけれども、ネットに流通している、パスワードとユーザーIDのリストを利用すると、パスワードを使い回している方だと、入れてしまうんです。そういう形で、結構な数の方が中へ入られてしまったということで、システム的な障害というより、パスワードとIDを知られたがために入られたという、そういう事故があつたというのはありました。

すぐL o G o フォームを運営している会社から新宿区に電話が入ったのですが、今手元に資料はありませんが、4名ほど、新宿区で該当がありました。対応としては基本的にL o G o フォームの会社側で全て個別にお客様には状況を説明して、ご理解をいただいたという報告をいただいていますけれども、具体的に誰だというのは、会社としても開示できないということで、開示はしていただけていないです。ただ、実際それほどの実害的には、そこまではなかったというのが今回の事故です。

これに対してL o G o フォーム社の回答としては、二段階認証を必ず行うようにシステムが変わりました。つまり、必ずログインする際に、ユーザーIDとパスワード以外のほかの手段で、よくあるSNSとかに来て、そこに来た番号を入力しないと先に進めないですとか、そういったシステムを導入したという報告もありました。

このL o G o フォームは、多くの自治体が使用しているので、かなり会社側にはその徹底というのを強く要望したり、あと、実は東京都でもこれ共同調達で、23区でも調達していたりするので、そこを通じて、会社とは今後もこういう事故が発生しないようにということを厳格に対応して進めております。実際システムの破られたものではなかったのですが、総合的

にかなり依存度も高くなっているため、引き続き注意しながら、今後もL o G oフォームの運用を進めています。詳しく説明すると、こんなところでございます。

かなりこのシステムに我々も依存度が高かったのが、非常にドキッとしたのですが、引き続き、もっと安全にこういったことが起こらないように進めてまいります。

2番目のB o xでございますけれども、これにつきましては、現状、区の業務はイントラネット上の内部管理システムで行っていますが、L G W A N環境からインターネット上にあるB o xにうまく抜ける環境が整備できているシステムというの実はB o xぐらいしかないのが現状でございます。

ほかのものですと、現在のセキュリティポリシー上、インターネット環境に個人情報は一切送らないことになっています。そのため、基本的にはC D - R等を使うしか手段がありませんでしたが、去年の6月から試験的にB o x社のシステムの運用を始め、試行運用した結果、様々な課題も見えてきたので、現在、運用方針等を整備して、より安全に管理ができるように調整しております。うまく利用できれば非常に有効で、安全性も高いのですが、設定を間違えると大変なことになってしまうので、管理体制をきちんととりながらB O Xの導入を徐々に進めているところでございます。

ほかのいいシステムも探してはいて、現状、いろいろとお話も聞いているのですが、なかなか特に今の新宿区の環境で動かせるものが、今のところB o xしかないというのが現状ではございますので、B o xを導入しております。

**【栗原委員】** ありがとうございます。

追加の質問なのですが、クラウド移行のトライアルというか、どういった課題が出てくるかということも含めて検討されているというお話ではあったのですが、その完全移行というか、大体スケジュール的にいつ頃を目途に移行していくかという、現段階でもし分かれば、そのあたりをお伺いしてもよろしいでしょうか。

**【情報戦略課長】** 恐らく今行政機関で管理しているストレージ全体をB o xに移行するというような発想までは考えていません。やはり海外のサーバというのがありますし、その辺の危なさもあります。現状今回構築するときも、実はクラウドによる、そういった行政機関のストレージというのでも検討はしました。ただ、やはりそういった行政機関で管理する様々な情報が、安全だとは言われていても、クラウド上にあるのはどうかというのがあります。

現状でも、本質的にはクラウド的なところにはあるのですが、実際はもっとクローズな関係でインターネットとは隔絶されたところで、今のストレージ環境というのはデータセン

ターとかに置いており、そういった環境での構築を去年の4月に行ったばかりですので、しばらくは今の環境で進めていきます。ただ、どうしてもインターネットとのこういったデータのやり取りは、実際、物理媒体のCD-RやUSBメモリーを使うという手段、あるいは特別につくったインターネット環境に持って行って、安全性を担保しながらインターネット上で伝送するようなものですので、非常に煩雑だという課題がありあます。その中で限定的にそういったニーズが高いところについては、Boxを活用することが今可能です。基本的なそういったストレージの管理は、従来型の管理の仕方をしつつ、こういったデータ伝送とか、あとはデータ共有、インターネット上にいる方たちとのデータ共有のためだけにセキュリティを担保しながら、限定的にBoxのようなアプリケーションを外づけでつけながら運用していくというのが現在のところで、恐らく最低5年は、この環境は維持するのかなというのが今の現状です。今後どうしていくかというのは、日本中の様々な自治体がこういったストレージも全部クラウド環境に、特に海外資本のこういったクラウドに持っていくことをよしとするのかあたりの、その辺の動向も踏まえながら考えていきたいと思っていますところでございます。

【栗原委員】丁寧ありがとうございます。私からは以上です。

【会長】ほかにご意見、質問ございませんか。

【坂下委員】ご説明ありがとうございました。今のBoxの件ですけれども、ほかの自治体でもこれは使っていて、Boxというのは基本的にリージョンとあって、サーバのある場所が日本は東京と大阪なのです。ですから契約するときに、東京と大阪にしか格納しないという約束になっていけばまず大丈夫なので、そこはしっかり確認していただくということによろしいと思います。

一方で、資料を見ると、CD-RとかUSBを使っているのがまだまだ多いですね。これは紛失のリスクもとても大きいですし、あと盗まれてそのままとられてしまって、名簿屋にデータが売られたというのも非常に数が多いです。ですからこのUSBとかDVD-Rを使わないように、Boxにどんどん移行していったほうがよいというのが私の助言です。

あともう1つ、中間サーバで資産チェックをする案件があったと思うのですが、高齢者医療担当課は件数が少ないから使っていませんというご説明があったと思いますが、逆に言うと、件数が少ないということはそこに適用すると合理化がされるということです。ということは、もしかしたら職員を減らせるかもしれない。今の地方自治体の有効求人倍率で5倍を切ったのですよ。2010年代は7倍から8倍だったのです。特別区は多分大丈夫だと思いますけれども、今どんどん人が採用できなくなってくるプロセスに入っていますから、こういうも

のを入れて合理化できるのであれば、入れてしまっただけで合理化をして、その分余剰になった人をほかの部署に回すということも考えていかれたほうがよいと思います。

以上2点、助言です。以上です。

【会 長】ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

【高木委員】1つ確認だけさせていただきます。No. 6の債権回収の事業ですけれども、新たな回収事業ということで、弁護士さんを入れたということで、効果的だなというふうに考えております。

データの安全義務もしっかりしていると思うのですが、ここで言うと弁護士事務所と契約を結ぶと、個別の弁護士さんと契約を結ぶということではないので、弁護士事務所自体で対応している弁護士以外の方も情報を知り得るということになると思うのですが、多分、区と弁護士事務所ではそれなりの契約、守秘義務の契約を交わしていると思うのですが、その1点、確認をさせていただきたいと思います。

【区政情報課長】区政情報課長でございます。ご質問いただいたこの債権回収の業務について、この弁護士事務所とどういった契約になっているかというところでございます。

まず、この弁護士事務所なのでございますけれども、しっかりとプライバシーマークを取得している事業者になります。弁護士ですと、もちろん守秘義務がありますけれども、勤めている社員の方も含めて個人情報保護の体制についてはしっかりと整えているところでございます。

また、区でもこの契約を結ぶにあたって、個人情報に関わる特記事項をしっかりとつけておまして、委託先のこの事務所における適切な個人情報の取扱い、また何か事故があったら、区による立入調査の実施などの様々な条項等を設けておりますので、そういった中で、しっかりと適切な個人情報の管理体制については担保されているものと認識してございます。

【高木委員】よく分かりました。ありがとうございます。

【伊藤委員】区民委員の伊藤でございます。今年もよろしくお願いいたします。

ど素人なので3点だけ質問させていただきたいのですが、最初に、坂下委員、それから栗原委員がおっしゃってましたBoxというのは、Boxというと、「スター・トレック」に出てくるそれしか知らないのですが、「何かな」とは思っているのですが、よく見ると、この資料の中でも委託先に対して区から手渡しすると書いてある資料もあれば、鍵つきかばんで運搬すると書いてある資料もある。それから管理簿記載を必ずすると書いてある課もある。何かバラバラだなと。

やっぱり情報の受渡しの際にヒューマンエラーが起りやすいのは問題だよというのがこ

の審議会の前からの流れですので、ですから、それをできるだけヒューマンエラーをなくすためにも、やっぱり何らかの一定の、要するに人が間違っても情報がリークしないシステムに移行することを常に考えるという意味でやっていらっしゃるのかなと思うので、推進したらいいのだろうと思いますが、ただすごく便利になると、B o xに仮に瞬間的に不正な人がアクセスして、大量の情報を瞬時に盗んでしまうというようなことが逆に心配になってくると思うのです。僕は分からないのですが、B o xにはそれを防ぐような、例えば非常に不思議な、変なやつが来たと言ったら、ファイヤーウォールがボンと下りて遮断するとか、そういうシステムというのは、このB o xの中にはあるのかなというのが最初の質問なのです。

【区政情報課長】区政情報課長でございます。B o x以外の様々な媒体での情報の受渡しが行われているというご質問については、私からお答えさせていただきます。

区でいろんな事業者と個人情報のやり取りを行う中で、CD-Rや、DVD-R、また手渡しで対応させていただいているのですが、基本的には必ず鍵つきのものであったりとか、絶対なくさないようにということを常に各所属にも呼びかけています。表記に若干バラつきがあるのですが、個人情報の流れのこの黄色い吹出しの中に、運搬の際の注意事項や、受渡し簿及び管理簿への記載といったことを書かせていただいております。区でも外部記録媒体の受渡しを行ったときに、いつ誰がどうやって受け渡したかというのを、管理簿に必ずつけさせるようにしております。またその管理簿については、所管の課長級であったりとか、役職のある者がしっかりと確認をするというような体制を整えております。もし万が一紛失した際も、どのタイミングでどういう状況でなくなったのかというのを、こういった管理簿をつけることによって、後を追うこともできますので、そういったところについては全所属で徹底をさせるように研修等も実施しております。引き続き、個人情報の受け渡しについては、徹底させていきたいなと考えてございます。

B o xの活用については、志原課長からこの後説明あると思いますが、どうしてもデータのやり取りというのが年間1回とか、それぐらいしかないような事業というのもあり、B o xについては、区でも使い慣れていない方が使うと、様々なセキュリティの設定を間違ってしまう、逆に事故になりかねないといったところもあるので、回数が少ないものは、場合によってはCD-Rであったりとか、そういったものでやり取りするほうが、セキュリティが逆に担保できるというようなケースも実際あったりするのかなと考えてございます。

志原課長から、補足をお願いします。

【情報戦略課長】補足させていただきますと、これまでこういった重要情報というのは、大昔

のホストコンピュータ時代はフロッピーディスクを鍵付きのケースに入れて金融機関に運ぶ方法が基本でございました。

その中でインターネットの環境が整備されてきて、電子的に送ることができるようになったとしても、そのセキュリティの担保というのがしっかりとできたもののみが許可されていて、多くがこれまでは業務システムとして確立していて、完全なインターネット回線ではなくて、いわゆる専用線のような形で伝送できるものだけというところで運用してきたのがこれまででした。その中に、近年になってこういったB o xのようなソリューションが生まれてきて、今そこをどうしていくかという過渡期になっています。うまく効率的に使えるものは、先ほど委員からもありましたように、実は紛失したときはもう後を追えないのですけれども、電子的に紛失したものは、実は追いかけることができ、誰が持っていったかなどの追跡ができます。でも川に落としてしまったものはもう本当にどうなったか分からないみたいな状態になってしまいます。そういう安全性の面でも、本当は電子的に追跡できたほうが、実は安全性が高いというのは昨今の、近年の考え方になります。

ただ一方で、電子的に送るためにはしっかりと設定をして、そこでのヒューマンエラーを完全に担保できるものがあって初めて実現できますので、現状、今、区政情報課長からも説明がありましたが、年に1回だけB o xを使用するというと、そこで設定ミスをしてしまうと、そこで終わってしまうので、ルーティンとして、仕事としても定期的にB o xを利用し、組織的にきちんとコントロールができる。また今も定めています、そういった運用規約とかを定めて、必ず複数人数で確認して、設定を行うだとか、そういった環境整備が整って初めて安全にできますので、そういった準備が整ったものから、こういったB o xのようなソリューションを使っていく形で進めていくところでございます。

もう1点、B o xの安全性ということがございました。これは非常に微妙なところなのですが、B o x社が安全だということで認証もとり、世界中もそこを信用して技術的な部分を担保した上で、外から不正なアクセス等に対する徹底的な対策がなされているということが、もう全部認証済みであるということが前提で導入を許可しています。

ただ一方で、区のシステム基盤を管理している我々からすると、区としてもかなりそういったセキュリティ的なブロックというのは抱えていて、その中で今の考え方というのは、区の職員がミスをしたとしても基本全部大丈夫なようにつくっています。でもB o xはその中で実は穴を開けて、B o x社の回線を通じて、インターネットにつながる穴を1個開けるようなイメージなので、B o x社が破られると全破りされてしまうという、そういうリスク上の危険があるので、

そこのセキュリティバランスです。

ですから、先ほどの話になるのですけれども、全ての区の情報を入れたら、もしもそのBox社が破られたら全部流出につながるというのがあって、そういうリスクもあるので、そこはもうBox社の信頼性とか、その辺の担保の十分なチェックのもとに移行しなければいけないかなというところで、まだそこまで区としては踏み切れていないので、非常に限定的な、今のこのクラウドストレージサービスのようなものを使いながら、セキュリティを担保しながら、安全に行政を進めていこうということで、従来型のシステムとも併存しながら、しばらくは続けていくのかなというのが現状でございます。

【伊藤委員】 どうもありがとうございました。時代が進んでもやっぱり人間は間違えるのだなということですね。よく分かりました。

あと2点はちょっと細かい点なのですけれども、よろしいですか。まず定点カメラ、ハロウィンの案件がありました。これが区のルールに従わないのは区の施設に設置するのではない、多分恐らく民間の商業施設なりどこか、都が管理している電柱か何かにつけるといって、そんなイメージなのかなと思うのですけれども、これはそのときだけですか。要するに、ハロウィンのときだけつけて、その他のときは外してしまうと。ハロウィン以外のときはあまり犯罪捜査なんかには使えないというのが1つあるのでしょうか。

【区政情報課長】 区政情報課長でございます。今回のハロウィンの安全対策でのカメラの設置期間としましては、こちら23ページの事業内容の概要に記載がありますとおり、一応10月下旬に設置をしまして、運用については10月31日から11月1日の午前5時頃までです。また撤去の予定は11月上旬ということで、基本的にはこのハロウィンの対策限定という形にはなります。

また、どちらかというところ、雑踏事故の防止が一番のメインの目的になるので、実は、かなり高いところから新宿のまちを映すような位置のカメラになっているので、顔まで確認できないため、正直なところと言うと、個人情報と言えるところなのかどうかといったところもあります。しかし、例えば韓国でも事故があったように、人が集まったところの雑踏事故を防止するために、やはり遠目から見てもけんかがあったりとか、そういったときにリアルタイムで区の職員が確認をし、すぐその場に急行できるようにそういった視点で今回はつけているということになります。

今回は特にハロウィンのこの時期に、区としても路上飲酒を禁止するといったところで力強く宣言をしまして、こういった対策に取り組んでいる中の一環の対応ということでござい

す。

【伊藤委員】ありがとうございます。外飲み、路上飲酒というのは恒久的にやめさせようみたいな、あるにはあるのですけれども、それはその様子を見ながらということなのかと思います。

最後、さらにもっと小さいことなので申し訳ないのですが、途中で新宿スポーツセンターがクレジットカード情報を集めることができるようになりましたというのがありました。その指定管理者に新宿スポーツセンターがありました。きちんと、特にクレジットカード情報がずさんに扱われないようにというような、時々チェックは本庁のほうでやられるという理解でよろしいでしょうか。

【区政情報課長】区政情報課長でございます。今回新しく指定管理者が変わって、情報項目の追加がありましたけれども、区としまして、こういった指定管理者についてもしっかりと個人情報取扱いであったり、そういったものを監視するような体制というものもしっかり整えておきまして、定期的にそういった情報であったりとか、あと、こういったシステムを使ってこの指定管理業務を行っているのか。そういったところも確認をしながら対応しております。

【伊藤委員】ありがとうございました。

【会 長】ほかにはよろしいですか。ではほかにご意見ないようですので、本件については了承とさせていただきます。

以上で案件の報告が終了いたしました。事務局から何か連絡事項等のご発言があればお願いします。

【区政情報課長】こちら口頭でご報告をさせていただきますが、前回の審議会のときに、審議会が出た意見を区長に報告するというのも、1ついいのではないかというご意見をいただきましたので、そのあたりの進捗状況についてご説明させていただきます。

前回こういったご意見をいただきましたので、事務局で、検討を進めさせていただきました。検討の現段階としまして、審議会の皆様からいろんな意見をいただいておりますけれども、一定期間の審議を通じて、内容をまとめて、報告書として区長に報告するのが望ましいかなと現時点で考えてございます。毎回様々のご意見をいただいておりますけれども、1個1個切り取って報告するというよりも、ある程度期間を設けて、意見をまとめたほうが、審議会としての問題意識であったりとか、全体像がより伝わりやすくなるのかなと考えてございます。

ご承知のとおり、この審議会はみなさまの任期が2年になります。現在の任期が令和7年の4月から令和9年の3月まででございます。この任期をふまえて、この2年間で開催された審議会の中で出された意見だったりとか論点について、1つ報告書としてまとめて整理しておく

ことを考えております。報告書の作成については令和8年度の後半、具体的には来年のこの1月頃の開催を見込んで、案みたいなものをお示しさせていただいて、皆さんから意見をいただいて最終的に内容を固めていきたいと思っております。

年度内または年度明けを目途に、区長にご提出させていただければと想定しているのですが、具体的な区長への報告の方法については、来年以降の話になるので、そのあたりも引き続き検討していきたいと考えてございます。また皆さんからご意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

こちらについても何かご意見等ございましたら。

【井元委員】今回の案件とはちょっと違うのですが、業務委託を行う委託業者を監査するような機関というのは新宿区に存在しているのでしょうか。

【区政情報課長】区政情報課長です。委託業者を管理するのは、各所属になりますが、区政情報課でこういったところを確認してくださいというものをしっかりと項目出しして、それを業務が行われるときの資料として最終的に残してもらって、ちゃんと委託業者がしっかりと適正に業務を行っているのか。例えば、業務が終了した後に個人情報情報を廃棄したことが分かる廃棄の証明書がしっかりとっているかなど、ある意味、監査を各所属でしっかりと実施をさせていただいております。

また、定期的に各所属がちゃんと確認しているかどうかの確認を、区政情報課で行っております。

【井元委員】どうもありがとうございます。ということは、機関というか、そういうものは存在しないということですね。区の中に監査とか、監督をする。また、委託業者を区が監査をしないまでも、プラバシーマークの取得など、外部の機関から認証を受けた事業者を選定するといったことは行っているのですか。

【区政情報課長】区政情報課長です。区の業務全般に対する監査というものは、監査事務局がございまして、こちらで各課の業務の監査を行っています。

委託業務というと、本当に様々な業務があつて、区でもたしか千数百の委託業務があります。それを1つの機関が監査をするといつても、やっぱり業務は1つ1つ全部違います。個人に業務委託しているものもあれば大企業に業務委託しているなど、様々なので、それを一括して区の中で監査をするといったところはないのですけれども、その業務のことを一番よく分かっている各所属が、しっかりと委託業者を管理監督する体制を整えております。

また、外部機関から認証を受けた事業者かどうかについてですが、実は来年度から入札やプ

ロポーザルで事業者を選定する場合、プライバシーマーク等の外部機関からの認証を受けている事業者を選ぶことを原則とする、ということで準備を進めています。また、中小事業者や個人などへの委託については、こう言った認証取得はなじまないところですが、個人情報を適切に取り扱うことを約束した申出書を事前に区に提出してもらうことを考えています。

こうした取り組みにより、委託事業における個人情報の適正な取り扱いを、区としても徹底していく、というところでございます。

【井元委員】分かりました。どうもありがとうございました。

【情報戦略課長】ちょっとだけ補足しますと、基本的に今、各所管課が委託事業者と様々な仕事を行っているのは契約に基づいていますので、その契約のとおり正しく履行されているかということは、各所属がやはり管理するしかありません。その契約書に書いてあるとおりの仕事が行なわれているかということですね。ですから、そういった様々な条件というのも契約書に全部原則書いた上で、業者と契約を結んでいますから、最終的には委託というものが完了したときの検査という行為で、その仕事がいちちと行なわれていたかというのを各所属が確認します。

先ほど申し上げた行政の監査というのは、そういったものをきちんと確認しているかどうかを行政の内部として、新宿区が持っている監査機関が、各所属でしっかりそういうことのチェックをしているかという視点では監査しています。区としては、しっかりと内部の監査機関が各所管を監査して、その確認がしっかり行なわれていなければ指摘をする、そんなような形でございます。

【井元委員】ありがとうございました。分かりました。

【会 長】何かほかにご意見等がありますでしょうか。なければ事務局から連絡事項をお願いします。

【区政情報課長】来年度の審議会になりますけれども、今年は3回開催しており、4月に審議会委員の委嘱とまた概要の説明ということで1回目開催しまして、7月に2回目で、今回3回目を開催させていただきました。

来年度は、7月に1回目と、1月に2回目で考えておりますので、また予定の確認については、改めてご説明させていただければと思います。

2点目ですけれども、閉会後に委員報酬の源泉徴収票を担当からお渡しさせていただきます。お受け取りいただければと思います。

令和8年度もどうぞ皆さんよろしくお願いたします。

ではこれで以上となります。

午前 11 時 38 分閉会